令和３年（行コ）第１１２号

生活保護基準引下処分取消等請求控訴事件

大阪高等裁判所第3民事部ハ係　御中

生活保護基準引下げ違憲訴訟・京都 公正な審理を求める要請書

厚生労働省は、2013年8月から2015年4月までの1年9ケ月の間に下げ幅が過去最大（平均で6.5%、最大10％）、削減額は670億円の生活保護基準引き下げを行いました。

生活保護利用者の96％の世帯に影響が及ぶ前例のない引き下げでした。しかし、この引き下げは恣意的なデータ分析に基づいており、「物価偽装」とも言えるほどの問題点が明ら

かになりました。また、選挙公約どおりの結果を導くため、専門家による基準部会の意見

も経ていないなど、結論ありきで引き下げが決定されたと言えます。

ところが、京都地方裁判所は2021年9月14日に、生活保護利用者の置かれた厳しい生活実態に触れることなく、原告らの主張を棄却しました。このような判決は、裁判所が原

告の生活実態に真摯に向き合わなかったと厳しく批判せざるを得ません。

また、生活保護基準はナショナル・ミニマムとしての役割を持ち、最低賃金や住民税非

課税基準などに用いられています。生活保護基準の引き下げは、生活保護世帯だけでなく、多施策の利用者にも大きく影響するものです。昨年来からのコロナ禍で、生活保護の重要

性はますます大きくなっています。誰もが安心して健康で文化的な最低限度の生活ができ

るような生活保護基準となるよう、裁判所が国に忖度せず徹底した審理を行い、公正な判

|  |  |
| --- | --- |
| お名前 | 住所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

断を下されることを求めます。

京都新・生存権裁判を支援する会

**ウェブ署名も可能です**



取扱い団体＝全京都生活と健康を守る会連合会

〒604-8804 京都市中京区壬生坊城町56-1 浪花ビル4階A

 電話（075) 366-6137 FAX (075) 366-6215